

特例施設占有者の指定等に関する規則

発出年月日：平成19.11.20

文書番号：沖縄県公安委員会規則16

公表範囲：全文

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定をしたときは、指定通知書（様式第1号）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（様式第2号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 施行規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第3号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 施行規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第4号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、施行規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下単に「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（様式第5号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 施行規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第7号）により行うものとする。

(指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示（以下単に「指示」という。）は、指示書（様式第8号）により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。